

第1節 大気汚染

神奈川県と大気汚染防止法政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市では、大気汚染の状況を常時把握し大気汚染の悪化に対処するため、県内 92 地点に大気測定局を設置しています。大和市内では、神奈川県により市役所に一般大気測定局、深見台交差点近くに自動車排出ガス測定局が設置されています。

1 大気汚染に係る環境基準と適合状況（環境基準値は第3章資料参照）

(1) 大気常時監視測定結果と環境基準の適合状況（令和6年度）

市内大気常時監視測定局の測定結果と環境基準との適合状況は次のとおりです。

	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素
市役所	○	×	長期○ 短期○	長期○ 短期○	長期○ 短期○	—
深見台	○	—	長期○ 短期○	長期○ 短期○	—	長期○ 短期○

市役所：一般大気測定局（一般局） 深見台：自動車排出ガス測定局（自排局）

○：適合 ×：不適合 —：測定なし

(2) 環境基準の評価方法

ア 二酸化窒素 (NO₂)

年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが

0.06ppm以下であること。（注：県の目標値は、年平均値が0.02ppm以下であること。）

イ 光化学オキシダント (O_x)

昼間（5時から20時）の1時間値が0.06ppm以下であること。

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

＜長期的評価＞ 年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値（2%除外値という）が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて SPM 日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

＜短期的評価＞すべての有効測定日の日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

エ 微小粒子状物質 (PM2.5)

＜長期的評価＞測定結果の1年平均値が15μg/m³以下であること。

＜短期的評価＞測定結果の1日平均値の年間98%値を日平均値の代表値として、35μg/m³以下であること。

オ 二酸化硫黄 (S O₂)

<長期的評価>年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（2%除外値という）が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

<短期的評価>すべての有効測定日の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

カ 一酸化炭素 (C O)

<長期的評価>年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（2%除外値という）が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

<短期的評価>すべての有効測定日の日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値(*)が20ppm以下であること。*:0時～8時、8時～16時、16時～24時までの各時間帯の平均値をいう。

有効測定日：1時間値が1日20時間以上測定された日

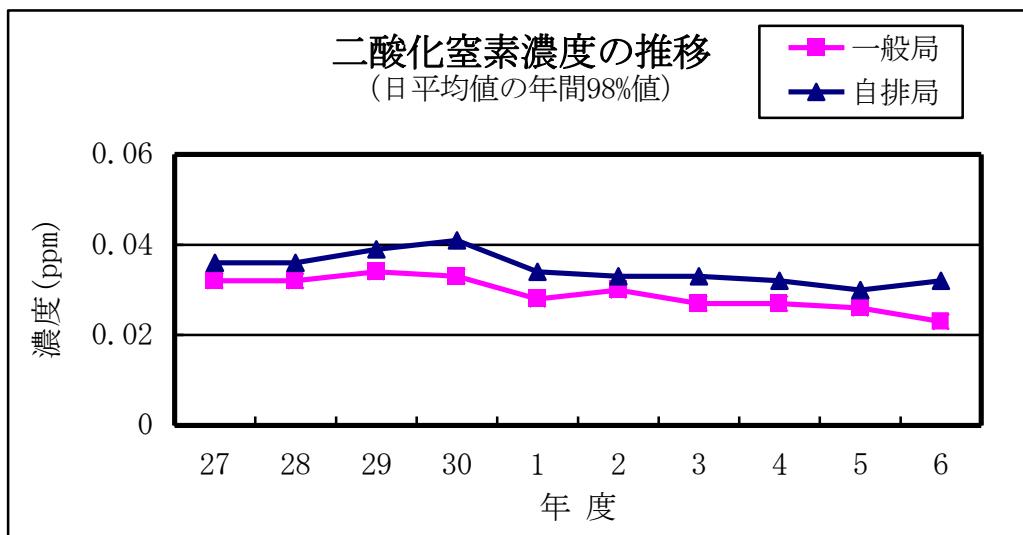
2 大気汚染物質ごとの状況

(1) 二酸化窒素 (N O₂)

二酸化窒素は、物質が燃焼したときに発生する一酸化窒素が大気中で酸化されたときに生成するもので、ボイラーや自動車などからの発生量が多く、特に、最近は自動車走行台数の増加による影響が顕著となっています。

本市の二酸化窒素濃度の推移（神奈川県測定データ） (ppm)

年度		27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	基準
一般局	年平均値	0.018	0.017	0.017	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	—
	年間98%値	0.032	0.032	0.034	0.033	0.028	0.030	0.027	0.027	0.026	0.023	0.06
	基準適合状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
自排局	年平均値	0.019	0.018	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.013	0.014	—
	年間98%値	0.036	0.036	0.039	0.041	0.04	0.033	0.033	0.032	0.030	0.032	0.06
	基準適合状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△



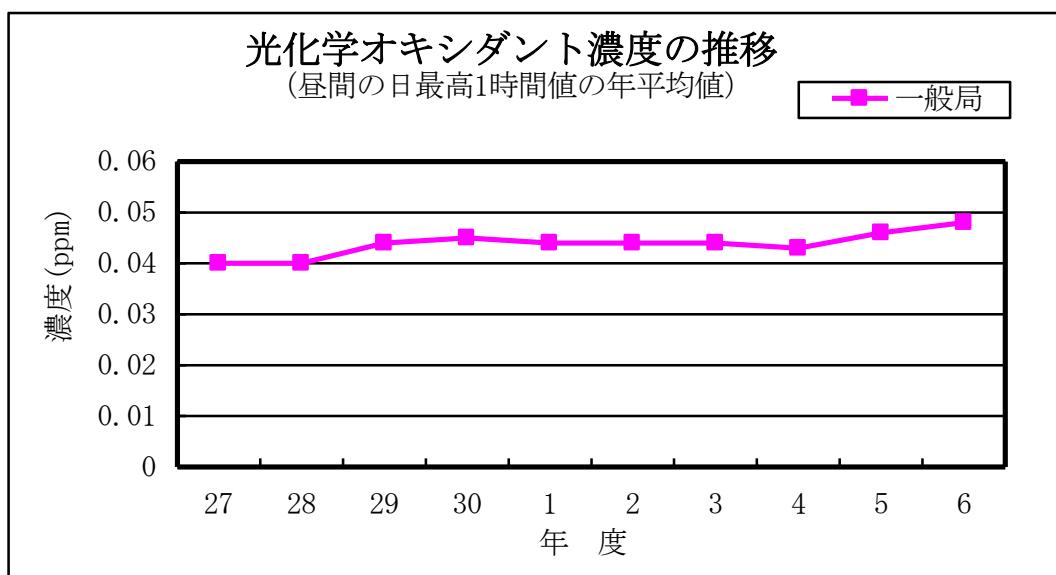
(2) 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、大気中に存在する炭化水素及び窒素酸化物が太陽の紫外線に照射されて生成する酸化物の総称をいい、光化学スモッグの発生原因物質です。

本市の光化学オキシダント濃度の推移 (神奈川県測定データ) (ppm)

年 度	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	基準
一般局	年平均値*	0.040	0.040	0.044	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.046	0.048
	最高濃度	0.125	0.115	0.107	0.142	0.159	0.111	0.116	0.096	0.136	0.077
	基準適合状況	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△

*昼間の日最高1時間値の年平均値



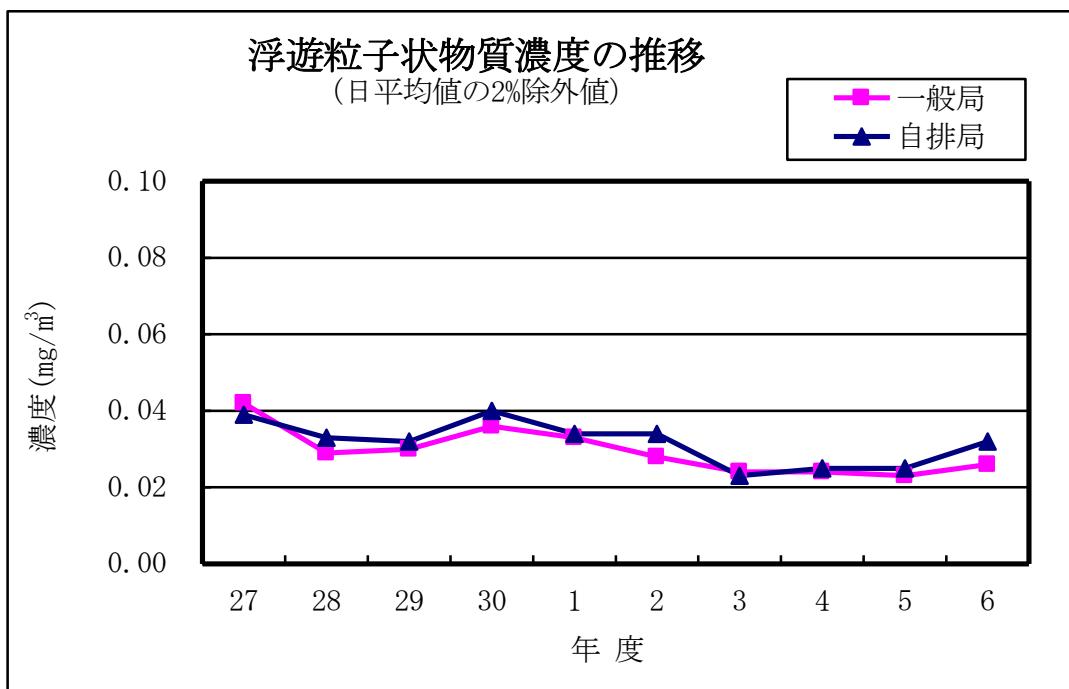
(3) 浮遊粒子状物質 (S PM)

浮遊粉じんのうち粒径 10μm 以下の粒子は沈降速度が小さく、大気中に比較的長く滞留し、気道や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、特に 10μm 以下の粒子を対象として浮遊粒子状物質に係る環境基準が設定されています。

発生源としては、工場や事業場などの燃焼施設からのはいじん、粉じんのほか、自動車走行に伴う道路ダストの舞い上がり等により発生するものもあります。

本市の浮遊粒子状物質濃度の推移 (神奈川県測定データ) (mg/m³)

年 度		27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	基準
一般局	年平均値	0.019	0.013	0.013	0.013	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	—
	2%除外値	0.042	0.029	0.030	0.036	0.033	0.028	0.024	0.024	0.023	0.026	0.10
	基準適合状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	短期	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	△
自排局	年平均値	0.017	0.016	0.015	0.015	0.013	0.012	0.011	0.011	0.012	0.012	—
	2%除外値	0.039	0.033	0.032	0.040	0.034	0.034	0.023	0.025	0.025	0.032	0.10
	基準適合状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	短期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△

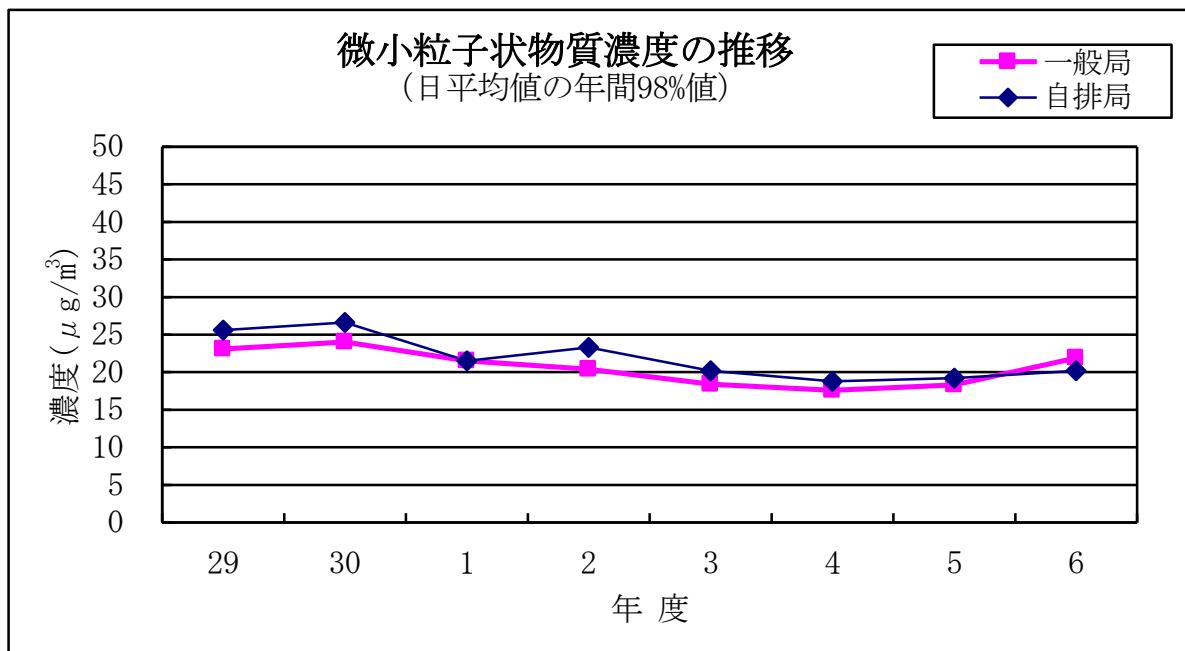


(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ ($=0.0025\text{mm}$) 以下の微細な粒子の総称です。主な発生源は浮遊粒子状物質 (SPM) と同様ですが、人為発生源由来粒子の比率が高いといわれており、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。

本市の微小粒子状物質濃度の推移 (神奈川県測定データ) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年 度		29	30	1	2	3	4	5	6	基準
一般局	年平均値	10.7	10.9	8.8	7.6	7.5	8.1	7.7	8.1	15
	年間98%値	23.1	24.0	21.5	20.4	18.4	17.6	18.3	21.9	35
	基準適合 状況	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	短期	○	○	○	○	○	○	○	○	△
自排局	年平均値	11.7	11.9	8.8	9.4	8.3	8.6	8.4	8.3	15
	年間98%値	25.6	26.6	21.5	23.3	20.2	18.8	19.2	20.2	35
	基準適合 状況	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	短期	○	○	○	○	○	○	○	○	△

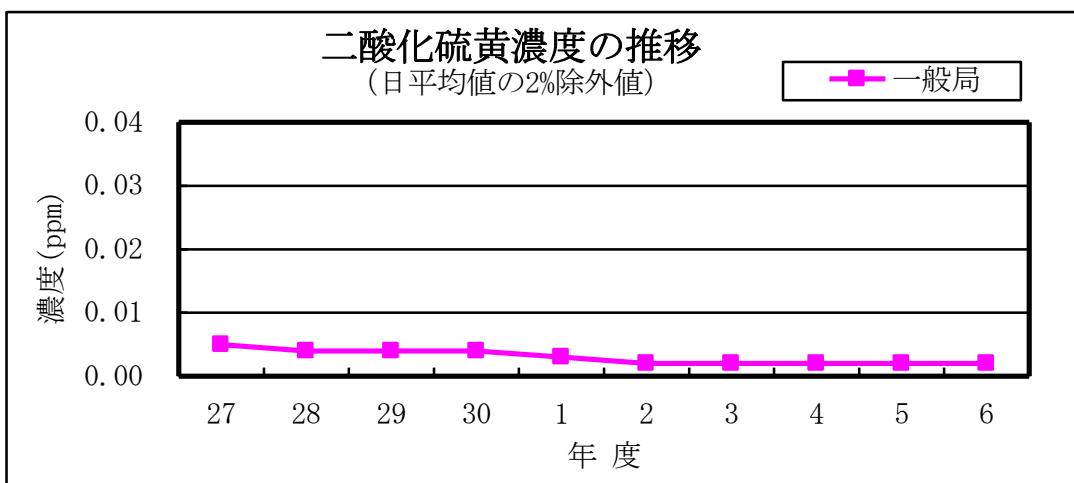


(5) 二酸化硫黄 (S O₂)

二酸化硫黄は、重油等の燃料中に含まれている硫黄分が燃焼によって酸化され、発生するのが主なもので、燃料の脱硫技術の向上による低硫黄分燃料の精製や排煙中の脱硫技術の向上等により年々大気中の濃度は低く推移しています。

本市の二酸化硫黄濃度の推移 (神奈川県測定データ) (ppm)

年 度		27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	基準
一般局	年平均値	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	—
	2%除外値	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.04
	基準適合状況	長期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	短期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△

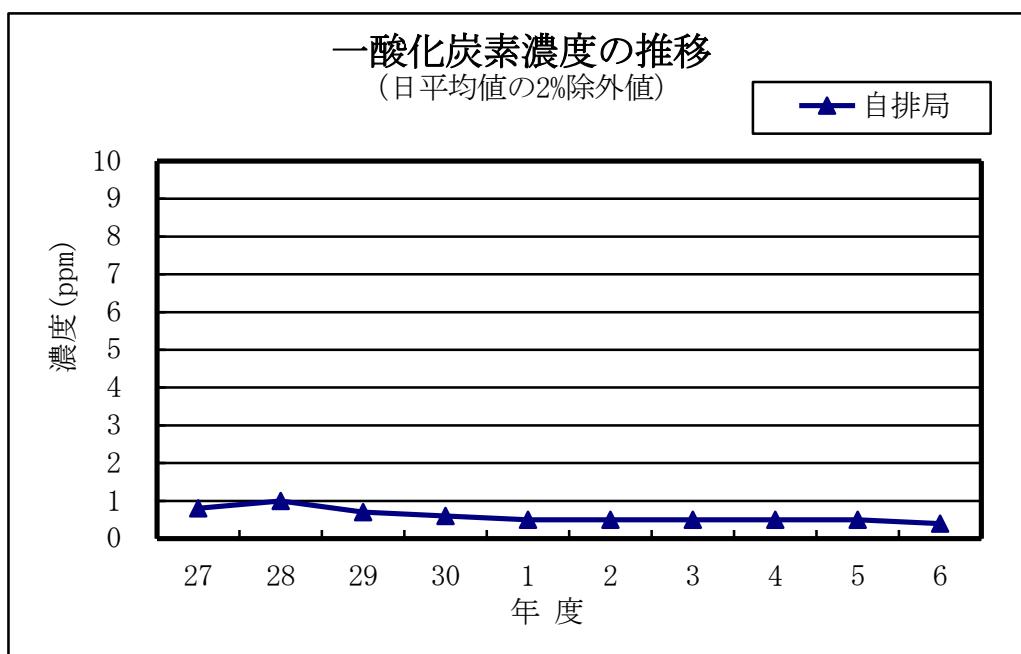


(6) 一酸化炭素 (C O)

一酸化炭素は、燃料が不完全燃焼したときに発生し、特に自動車排気ガスによる影響が大きいが、自動車排出ガス規制の強化により近年低い値で推移しています。

本市の一酸化炭素濃度の推移 (神奈川県測定データ) (ppm)

年 度		27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	基準
自排局	年平均値	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	—
	2%除外値	0.8	1.0	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	10
	基準適合状況	長期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	短期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△



(7) 光化学スモッグの発生状況

県では、光化学反応による大気汚染（以下「光化学スモッグ」という。）の発生しやすい4月から10月までの7か月間、予報、注意報等の緊急時措置を発令しています。本市では、この情報を基に、防災無線・大和市LINE公式アカウント・表示板の掲示により、被害の未然防止に努めています。

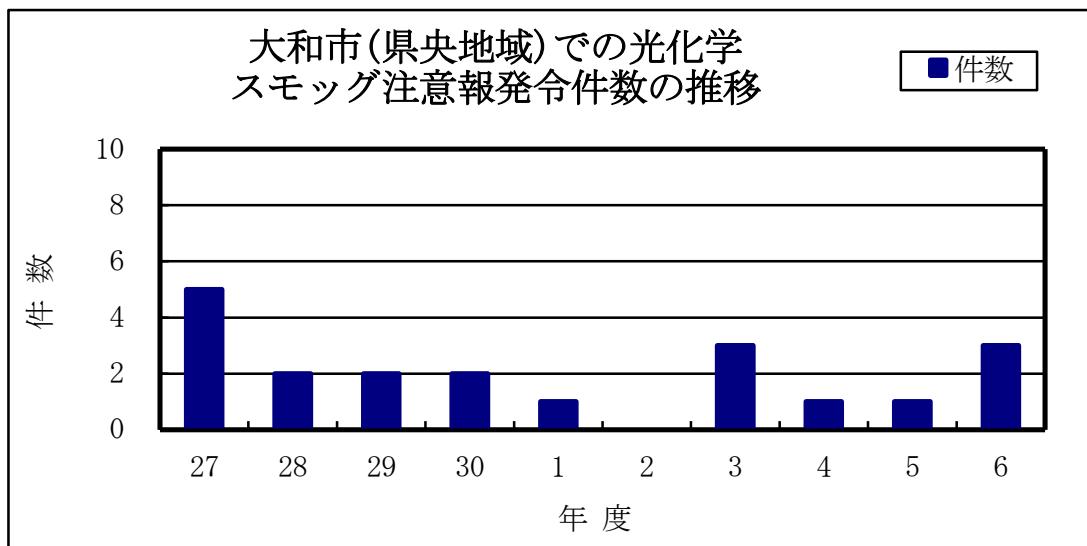
平成19年度からは光化学スモッグによる健康被害を未然に防止するため、保育所、小学校、中学校を対象に光化学スモッグによる健康被害の未然防止への意識を高めることを目的とした情報伝達訓練を実施しています。

光化学スモッグ注意報は、光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上となり、気象条件からみてその状況が継続すると認められる場合に発令されます。

令和6年度の注意報発令日は、県全体で12日あり、県央地域では3日でした。また、光化学スモッグによると思われる県内での被害者数は7人でした。

注意報等の発令日数の推移

年 度	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
県内全体(日)	10	6	8	8	6	2	6	4	2	12
大和市（県央）(日)	5	2	2	2	1	0	3	1	1	3
県内被害者総数(人)	0	0	0	13	0	0	4	0	0	7



令和 6 年度光化学大気汚染緊急時措置発令状況（県内）

月 日	措置の種類	発令	解除	地 域
6月 26日(水)	注意報	14:30	16:20	横浜、川崎
7月 3日(水)	注意報	13:30	15:30	横浜
7月 4日(木)	注意報	12:20	17:20	横浜、川崎、相模原、横須賀、湘南、 県央
7月 5日(金)	注意報	13:20	18:50	横浜、川崎、相模原、横須賀、三浦、湘南、 県央
7月 6日(土)	注意報	13:30	17:30	横浜、川崎
7月 18日(木)	注意報	12:20	15:20	横浜、川崎
7月 22日(月)	注意報	13:20	16:20	横浜、川崎
7月 31日(水)	注意報	13:20	18:30	湘南、西湘、 県央
8月 3日(土)	注意報	13:30	16:30	川崎
8月 4日(日)	注意報	13:20	16:30	川崎
8月 5日(月)	注意報	13:20	15:20	横浜、川崎
8月 6日(火)	注意報	14:20	16:20	西湘

(注) 発令・解除時間は県内の最初と最後の時間を記載しました。

県央：秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、座間市、愛川町、清川村

(8) 有害大気汚染物質

近年、大気中から低濃度ではありますが、種々の有害な物質が検出されており、これらの中には、長期間の暴露による健康への影響が懸念される物質があります。平成9年4月に、このような有害大気汚染物質による健康被害の未然防止を目的として改正された大気汚染防止法が施行され、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質に環境基準が定められました。また、平成13年4月にジクロロメタンの環境基準が加わりました。市内の測定局は、道路沿道地域として深見台交差点、固定発生源周辺地域として大和市役所があり、神奈川県が測定を行っています。

令和6年度の測定結果は次のとおりです。

神奈川県深見台測定局（道路沿道地域調査地域）（神奈川県測定データ）（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物 質 名	調査結果（年平均値）	環境基準
ベンゼン	0.78	3
トリクロロエチレン	0.30	130
テトラクロロエチレン	0.089	200
ジクロロメタン	1.3	150

令和6年度は、大和市役所（固定発生源周辺地域）での測定はありませんでした。

※ 固定発生源周辺地域：通常、人が居住する地域で、工場等の固定発生源の影響を受ける地域。
道路沿道地域：通常、人が居住する地域で、自動車排出ガスの影響を受ける地域。

(9) P T I O法による窒素酸化物の簡易測定

市では、常時監視測定局による窒素酸化物測定の補完や移動発生源である自動車による影響を調査するため、平成11年度からPTIO法による窒素酸化物の簡易測定を実施しています。

令和6年度の測定結果は、市内16地点の年平均二酸化窒素濃度で0.013～0.040 ppm、全平均で0.018 ppmでした。地域別の二酸化窒素濃度は、市道沿い地域>国県道幹線沿い地域>その他地域の順でした。10年前と比べると全地域において減少しています。

PTI O法による二酸化窒素濃度調査結果 (R6 年度) (ppm)

No	測定地点等	適用	平均値
1	レッドロブスター大和店	①一般国道246号線	0.022
2	コミセン上草柳会館	①東名高速道路	0.020
3	神奈川県深見台測定局	①一般国道467号線	0.016
4	消防署南分署	①一般国道467号線	0.016
5	コミセン公所会館	①一般国道16号線	0.014
6	北大和小学校	①県道目黒町町田線	0.017
7	ユニプレス(株)	①県道座間大和線	0.017
8	ほっともっと大和中央店	①県道横浜厚木線	0.015
9	ゆとりの森	①県道丸子中山茅ヶ崎線	0.016
10	コミセン西鶴間会館	市道福田相模原線	欠測
11	ミニバス広場	②市道南大和相模原線	0.015
12	王子コンテナー(株)	②市道下鶴間桜森線	0.021
13	大和市役所(神奈川県測定局)	③その他地域	0.014
14	コミセン下福田会館	③その他地域	0.018
15	一般廃棄物最終処分場	③その他地域	0.013
16	東神トラックステーション北側(事務所横)	東神トラックステーション内	0.040

* 数値は、年2回(8、2月)に測定した結果の平均値です。

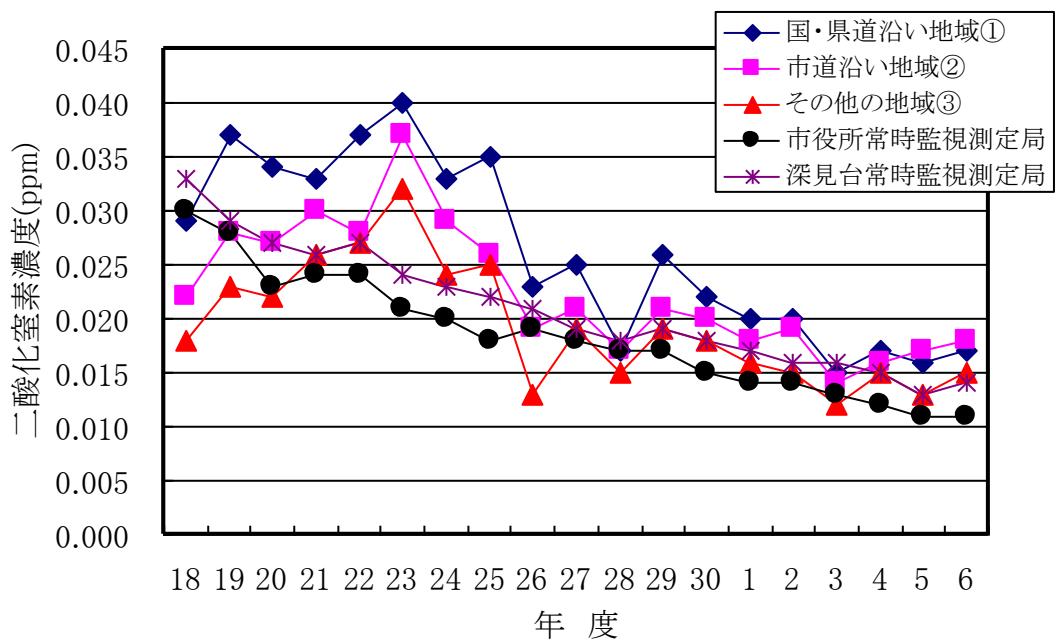
* 参考となる基準値は0.06ppmです。

地域別二酸化窒素濃度の経年変化 (PTI0 法) (ppm)

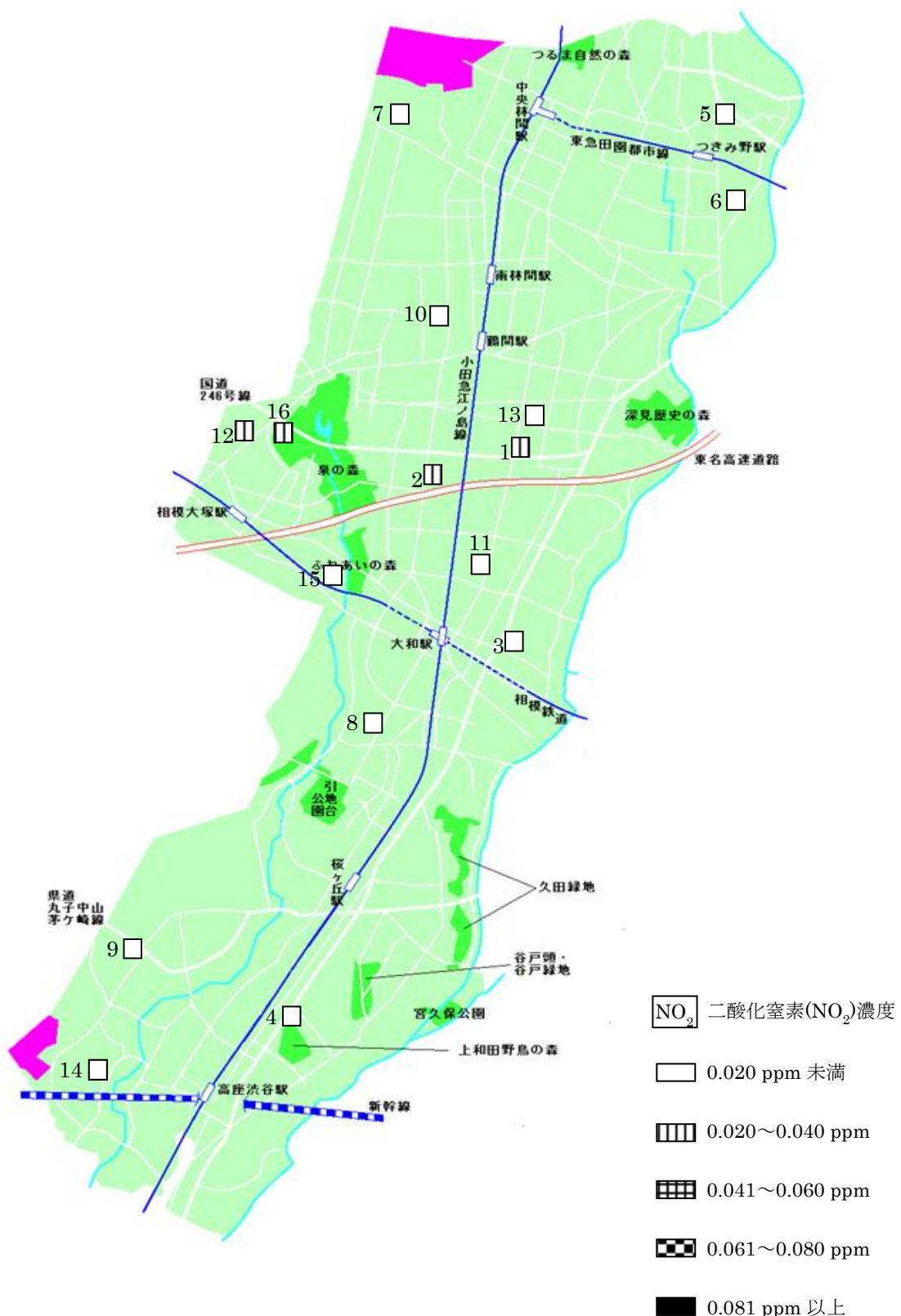
年 度	28	29	30	1	2	3	4	5	6
①国・県道沿い地域	0.017	0.026	0.022	0.020	0.020	0.015	0.017	0.016	0.017
②市道沿い地域	0.017	0.021	0.020	0.018	0.019	0.014	0.016	0.017	0.018
③その他の地域	0.015	0.019	0.018	0.016	0.015	0.012	0.015	0.013	0.015
平均(①②③)	0.016	0.022	0.032	0.032	0.032	0.013	0.016	0.015	0.017
市役所常時監視測定局	0.017	0.017	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011
深見台常時監視測定局	0.018	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.013	0.014

* 常時監視測定局は、神奈川県が設置し公定法で測定しています。

地域別二酸化窒素濃度の経年変化(PTIO法)



PTIO法による窒素酸化物の測定地点図



3 大気汚染の防止対策

大気汚染を防止するには、様々な発生源から排出される汚染物質を低減することです。そこで、工場や事業場などの固定発生施設に対しては、大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例で排出規制を加え、自動車などの移動発生源に対しては、大気汚染防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の他、平成13年に改正された自動車NO_x・PM法により規制が加えられています。

(1) 工場・事業場の防止対策

ア 窒素酸化物

固定発生施設の改善やコジェネレーションシステムの導入と併せ、自動車の燃焼機関の改善や自動車の使用抑制などが必要となっています。

イ ばいじん・粉じん

燃焼に伴って発生するばいじんや粉じんについては、法・条例などの規制の成果もあり、大幅に改善されたものの、屋外燃焼（野焼き）を中心とした大気汚染の苦情は、毎年多く発生しています。

ウ 硫黄酸化物

排出ガスの規制と併せて良質燃料への転換などにより、大幅に改善され環境基準を大幅に下回っています。

(2) 自動車排出ガス防止対策

大都市地域を中心とした窒素酸化物による大気汚染の改善が進まない一因として、自動車排出ガスの問題があります。自動車からの排出ガス量の増加は自動車交通量の伸びが著しいことや、貨物車等に占めるディーゼル車の増加等によるもので、平成4年には、特定の自動車の使用規制（以下、車種規制という。）等を盛り込んだ「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x法）が制定されました。この法律の施行により、平成6年12月からは特定自動車排出基準不適合車として車検証の交付されない自動車が生じることから、本市においても広報紙を利用し周知に努めました。

また、平成13年6月には、ディーゼル車から排出される粒子状物質（PM）を新たに規制した「自動車NO_x・PM法」が成立し、規制物質・車種規制等が強化されました。この規制の強化により対策地域に、愛知県と三重県の一部が新たに加わり、従来からの対策地域である埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県の一部の地域も拡大されました。さらに、関東4都県ではディーゼル車の運行規制を含む条例ができ、平成15年10月から実施され、条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、神奈川県を含め首都圏で運行が禁止されました。

神奈川県では、生活環境の保全等に関する条例において、自動車の使用に伴う環境

負荷の軽減、自動車の駐車場における原動機の停止、特定自動車の運航制限が規定されています。

市では、このような状況の中で、自動車の効率的な使用や駐停車中の無用なアイドリングなどを行なわないよう、事業者や市民に呼びかけています。

第2節 水質汚濁

水質汚濁の原因は、工場排水と生活排水とに大別されます。工場排水については、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制及び監視の強化により、ほとんど問題がなくなっています。生活排水についても下水道の整備が市街化区域についてはほぼ完了したため、河川の水質は改善されています。

市域を流れる河川には、東側に境川、西側に引地川があり、境川はD類型の二級河川、引地川はC類型の準用河川・二級河川です。

1 水質汚濁に係る環境基準（環境基準値は第3章資料参照）

(1) 水質に係る環境基準

水質に係る環境基準は、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準の二つから成っています。前者の健康項目については全公共用水域で一律に定められていますが、後者の生活環境項目については、公共用水域ごとに水域類型を指定し、項目ごとに環境基準が具体的に示されています。

(2) 環境基準の評価方法

人の健康の保護に関する環境基準は、年間平均値で評価します。ただし、全シアンについては、最高値で評価します。また、生活環境の保全に関する環境基準は、日間平均値で評価します。なおBODについては、75%値で評価します。75%値とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（nは日間平均値の全データ数）の値です。

2 境川、引地川の状況

(1) 境川

境川は相模原市（旧津久井郡城山町）に端を発し、東京都町田市、神奈川県相模原市・大和市及び横浜市を流下し、藤沢市の東部を流れ、江の島付近で相模湾にそぐ総延長約 52 km、流域面積 211 km² の二級河川です。大和市内の鶴間橋から新緑橋までは延長約 11.2 km あり、河川流達時間調査（平成 21 年度）の結果は、平均流速 0.53 m/s、平均流達時間約 5 時間でした。

本市では平成 12 年 11 月に水質汚濁防止法が移譲されたことに伴い、神奈川県知事が定めた公共用水域水質測定計画に従って、鶴間橋（県道 56 号線）及び新道大橋で水質測定を毎月 1 回実施しています（環境基準補助点）。さらに、この 2 地点とは別に緑橋での測定も実施しています。令和 6 年度は、環境基準を全て満足していました。

なお、BOD の 3 地点の年間平均値は 1.4 mg/L でした。（p. 42 別表・グラフ参照）

また、平成 30 年 6 月 26 日に水生生物に係る水域類型の生物 B に指定されました。この指定に伴い、生活環境の保全に関する環境基準項目の全亜鉛(0.03mg/L 以下)、ノニルフェノール(0.002mg/L 以下)と LAS(0.05mg/L 以下)が適用されました。

地 点	頻 度	測定項目
鶴間橋(県道 56 号線)	1 回/月 (毎回 1 日 2 回通日採水)	58 項目
新道大橋	1 回/月 (毎回 1 日 2 回通日採水)	57 項目
緑橋	1 回/月	16 項目

(2) 引地川

引地川は大和市上草柳に端を発し、厚木基地の東側を流れ藤沢市を南下し、相模湾にそぐ総延長 20.7 km、流域面積 67 km² の二級河川です(新道下大橋までは準用河川)。大和市内の上草柳 2 号橋から福田橋までは延長約 6.7 km あり、河川流達時間調査(平成 20 年度)の結果は、平均流速 0.44 m/s、平均流達時間は約 5 時間でした。本市では、上草柳 2 号橋及び福田橋で水質測定を実施しています。

平成 16 年度より、福田橋が神奈川県の公共用水域水質測定計画に追加されました(環境基準補助点)。令和 6 年度は、環境基準を全て満足していました。

なお、BOD の 2 地点の年間平均値は 1.0 mg/L でした。(p. 42 別表・グラフ参照)

また、平成 30 年 6 月 26 日に水生生物に係る水域類型の生物 B に指定されました。この指定に伴い、生活環境の保全に関する環境基準項目の全亜鉛(0.03mg/L 以下)、ノニルフェノール(0.002mg/L 以下)と LAS(0.05mg/L 以下)が適用されました。

令和 2 年度に PFOS 及び PFOA が要監視項目に追加されたため、本市でも令和 3 年度から福田橋において PFOS 及び PFOA の測定をしています。令和 3、4、5、6 年度は暫定指針値(0.00005mg/L 以下)を超過していました。

地 点	頻 度	測定項目
上草柳 2 号橋	1 回/月	25 項目
福田橋	1 回/月 (毎回 1 日 2 回通日採水)	61 項目

3 環境基準等の適合状況

(1) 環境基準の適合状況

境川の環境基準点は藤沢市の境川橋と大道橋、引地川は藤沢市の富士見橋になっています。令和 6 年度は、境川、引地川共に環境基準を達成していました。

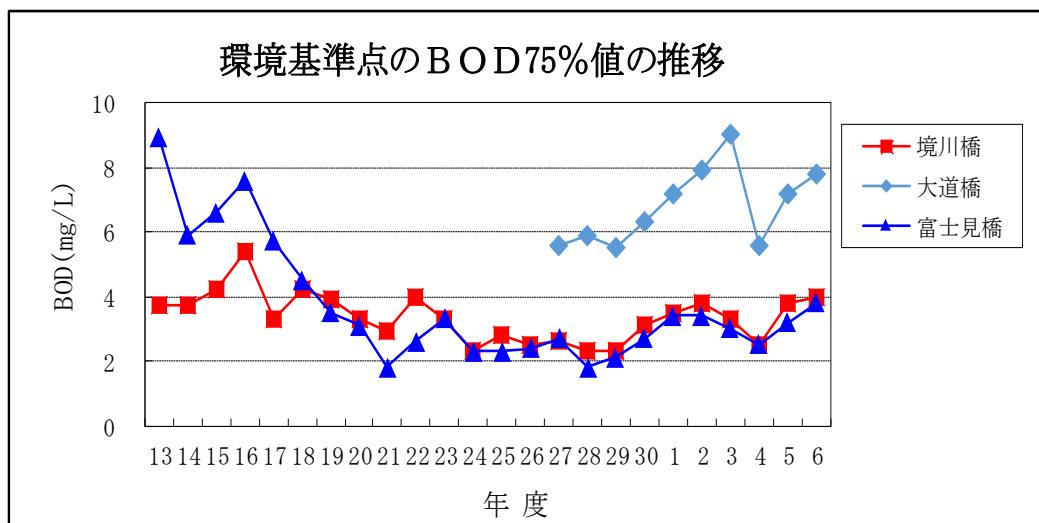
環境基準点のBOD75%値の推移 (mg/L)

水 域	年度 測定地点	年度									
		27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
境 川	大道橋*	5.6	5.9	5.5	6.3	7.2	7.9	9.0	5.6	7.2	7.8
境 川	境川橋	2.6	2.3	2.3	3.1	3.5	3.8	3.8	2.5	3.8	4.0
引地川	富士見橋	2.7	1.8	2.1	2.7	3.4	3.4	3.0	2.5	3.2	3.8

(境川橋, 富士見橋 : BOD環境基準 5 mg/L 以下、大道橋 : BOD環境基準 8 mg/L 以下)

*大道橋は平成 27 年 3 月 30 日に追加されました。

*引地川は、平成 25 年 7 月 30 日付で D 類型から C 類型に変更されたため、これ以降の BOD 環境基準は 5 mg/L となります。



(2) PFOS 及び PFOA について

環境省は、令和 2 年 5 月 28 日に PFOS 及び PFOA (以下 PFOS 等) を、水環境 (公共用水域及び地下水) の要監視項目に位置付け、指針値 (暫定) を 50 ng/L (PFOS 等の合計値) と設定しました。

また、厚生労働省は、令和 2 年 4 月 1 日に PFOS 等を、水道水の水質管理目標設定項目に位置付け、目標値 (暫定) を 50 ng/L (PFOS 等の合計値) と設定しました。

なお、目標値等については、継続した飲用を想定して設定されています。

引地川に関しては、令和 6 年度に市が調査を行ったところ、福田橋で暫定指針値を超過していました。

引地川周辺の地下水に関しては、令和 2 年度の環境省の調査につづき、令和 3 年度は神奈川県が福田と代官で調査を実施したところ、全ての地点で暫定指針値の超過はありませんでした。

本市では、PFOS 等について、要監視項目として河川等を継続的に監視し、国や県と連携して、飲用に関する注意喚起や汚染状況の把握に努めています。

なお、本市の河川の水は、飲用に用いられていません。

4 地下水汚染の状況

地下水の汚染調査には、市内を 2 km四方に分割して調査するメッシュ調査、長期的な観点から経年変化を調査する定点調査、汚染が確認された地点において継続的な監視を行う継続監視調査等があります。

本市では、平成元年度からトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の4物質についてメッシュ調査を実施してきました（平成10、11年度は未実施）。平成12年度からは、神奈川県地下水質測定計画に基づく測定項目（32項目）について調査を実施しています。

令和6年度は、メッシュ調査2地点、定点調査4地点、継続監視調査2地点を実施しました。

メッシュ調査、定点調査では、環境基準を超過した地点はありませんでした。また、継続監視調査では、1地点で六価クロムが、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していました。環境基準を超過した項目のある地点は、継続監視調査を行っていきます。

5 水質事故及び被害状況

河川の水質については、工場・事業場等における突発的な事故によって水質汚濁が引き起こされる場合があります。

神奈川県では、水質事故が発生した場合の対応や未然防止対策として「公共水域における汚水・廃液等による水質事故対策要綱」を策定し、水質事故対策に努めています。

大和市においても水質事故が発生したときの連絡体制や調査方法などを定めた「大和市水質事故対策要領（平成8年8月）」を独自に作成し、水質事故に対応しています。令和6年度、市内における水質事故は0件でした（神奈川県報告分）。県内の水質事故発生状況は、神奈川県のホームページ「かながわの水質事故」でお知らせしています。

6 水質汚濁防止対策

（1）工場・事業場の対策

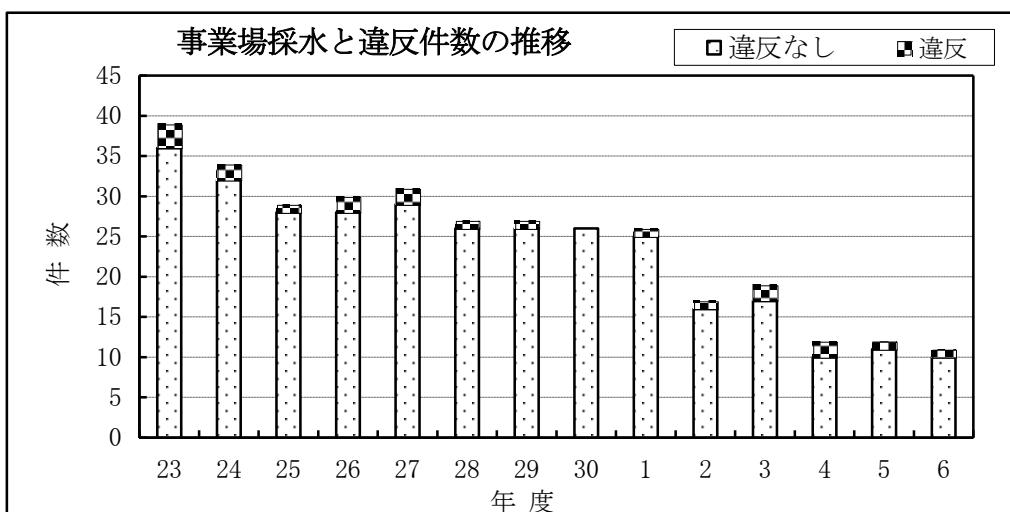
工場・事業場から排出される産業排水で水質に影響を与えるおそれがあるのは、有害物質の汚濁源としては、電気めつき施設や酸又はアルカリ表面処理施設等を有する工場・事業場、また有機性汚濁物質の汚濁源としては、食品製造、石油製品製造に係る施設等を有する工場・事業場があげられます。市内の工場・事業場については、県と市が水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づいて工場採水を中心に立入調査、指導にあたってきましたが、平成12年11月には水質汚濁防止法の事務が本市に移譲され、市が中心となり調査・指導を行っています。

令和 6 年度は、水質関係で 16 事業所に 23 回の立入調査を実施しました。

また、5 事業所、延べ 10 件の排水について水質検査を実施しましたが、1 件の違反がありました。

事業場排水の立入採水状況（過去 5 年間の工場採水結果から）

年 度	2	3	4	5	6
採水件数	17	19	12	11	10
違反件数	1	2	2	1	1
違反項目	・フェノール	・BOD ・pH	・pH	・BOD ・COD ・大腸菌群数	・ジクロロメタン



(2) 生活排水対策（合併処理浄化槽）

公共用水域における水質汚濁の原因の一つに、下水道未整備地域から未処理のまま公共用水域に排出される生活排水（炊事、洗濯、入浴等、人の日常生活に伴う排水）があげられます。

令和 6 年度末の下水道普及率（行政区域内人口に比した処理区域内水洗化率）は 95.6% ですが、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 105 条で下水道未整備地域において生活排水を排出する者は合併処理浄化槽（し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽）を設置又は集合処理施設への接続を行うことにより、生活排水の適正な処理に努めなければならないこととされています。

さらに、生活排水対策を一層推進するため、市街化調整区域で、既存の単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への設置替えをする方に、設置費用の一部を補助しています。補助制度は平成元年度から実施しており、令和 6 年度の補助対象事業は 2 件でした。

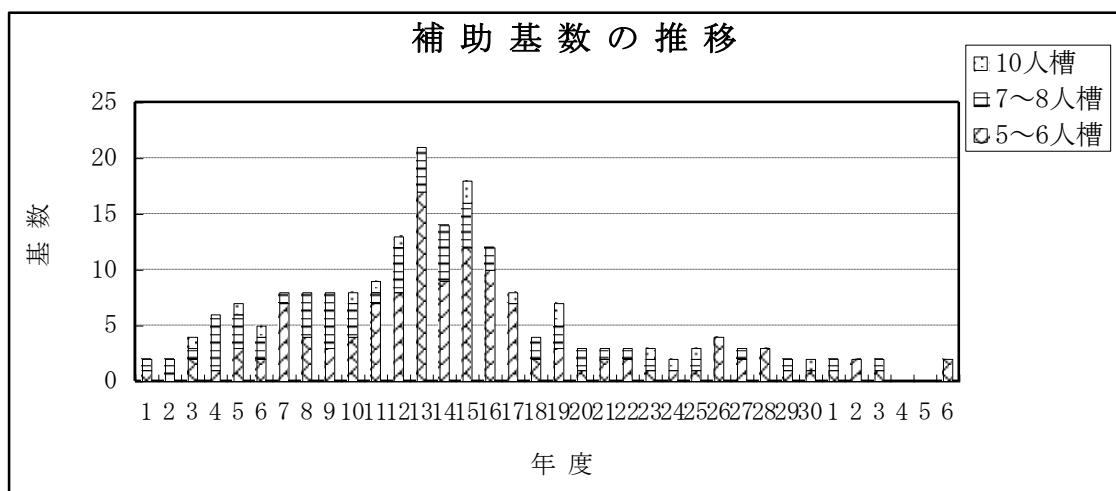
令和 6 年度補助対象事業

人槽区分	補助金額（円）	補助基數	合計金額（円）
5 人槽	332,000	2	664,000
7 人槽	414,000	0	0
10 人槽	548,000	0	0
合 計		2	664,000

合併処理浄化槽の補助対象設置基數

人槽	5 人槽	7 人槽	10 人槽	合 計
基數	127	61	15	203

※平成元年度から令和 6 年度末までに補助した基數です。



河川水質調査地点図



<調査地点>

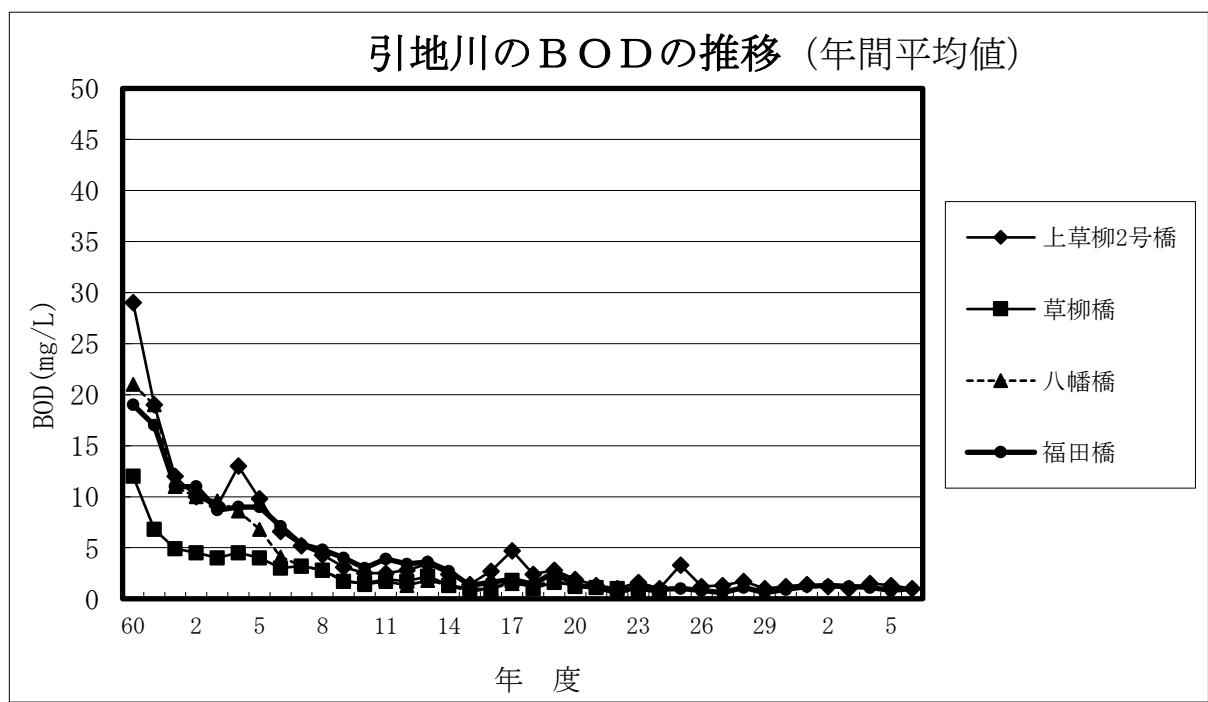
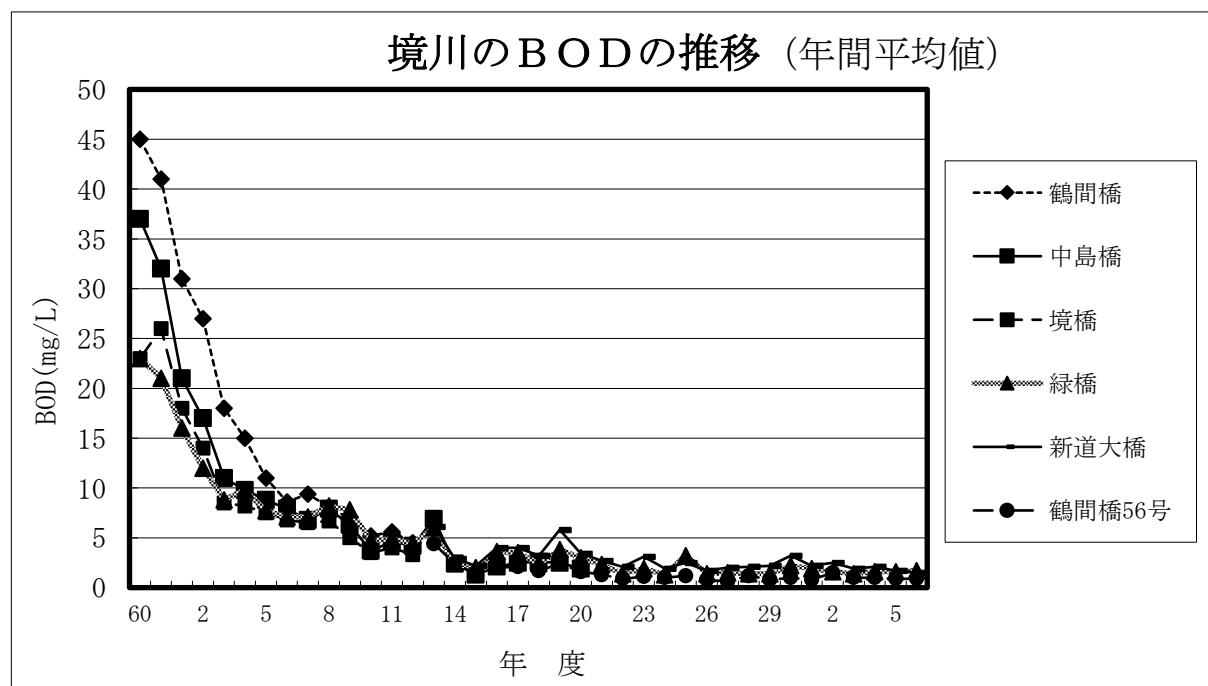
境川 ①鶴間橋(県道56号線)

②新道大橋

③緑橋

引地川 ④上草柳2号橋

⑤福田橋



BOD年間平均値の推移 (過去10年間)

単位 : mg/L

年度	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
境川	1.4	1.6	1.5	2.1	1.6	1.9	1.4	1.6	1.4	1.4
引地川	1.0	1.4	0.8	1.1	1.3	1.3	1.1	1.3	1.1	1.0

境川水系の水質推移

採水地点	鶴間橋(県道56号線)						新道大橋						環境基準
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	
年 度													
流 量(m ³ /S)	0.84	0.79	0.79	0.69	0.72	1.22	2.55	2.22	1.83	2.46	2.37	2.70	—
水素イオン濃度(pH)	7.7	7.8	7.8	7.8	7.6	7.7	7.4	7.6	7.6	7.4	7.3	7.5	6.0~8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	0.8(0.9)	1.5(1.8)	1.0(1.2)	1.0(1.1)	0.9(0.9)	0.9(0.9)	2.2(2.7)	2.5(2.9)	1.9(2.2)	2.1(2.3)	1.7(2.1)	1.5(1.5)	8以下
化学的酸素要求量(COD)	2.4	2.7	2.1	2.6	2.7	3.0	5.8	5.4	4.9	5.5	5.1	5.4	—
浮遊物質量(SS)	3	3	2	3	3	5	3	3	3	5	4	4	100以下
溶存酸素量(DO)	9.6	9.6	9.6	10.7	10.2	9.8	8.4	8.6	8.5	9.0	8.9	8.9	2以上
大腸菌数*	5.7×10 ³	5.4×10 ³	2.0×10 ³	1.2×10 ³	1.2×10 ³	1.2×10 ³	5.1×10 ³	1.8×10 ³	1.5×10 ³	7.0×10 ²	1.4×10 ³	8.8×10 ³	—
全窒素	3.1	3.3	3.0	2.8	2.5	3.1	7.7	7.7	7.5	7.1	6.6	6.0	—
全りん	0.037	0.028	0.026	0.032	0.040	0.040	0.35	0.41	0.42	0.26	0.26	0.18	—
全亜鉛	0.006	0.010	0.009	0.005	0.008	0.011	0.025	0.024	0.026	0.019	0.022	0.021	0.03以下
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
鉛	<0.0005	0.0008	0.0005	<0.0005	0.0005	0.0007	<0.0005	0.0006	0.0005	<0.0005	0.0005	0.0006	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1以下
トリクロロエチレン	0.0002	0.0001	0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0001	0.0001	0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0003	0.0002	0.0001	0.0003	0.0002	0.0003	0.01以下
銅	0.0024	0.0028	0.0025	0.0022	0.0024	0.0029	0.0036	0.004	0.0032	0.0026	0.0029	0.0029	—
塩化物イオン	11	13	12	12	9.3	8.7	29	25	29	27	24	21	—

採水地点	緑橋						環境基準
	1	2	3	4	5	6	
年 度							
流 量(m ³ /S)	—	—	—	—	—	—	—
水素イオン濃度(pH)	7.6	7.9	7.8	7.8	7.6	7.7	6.0~8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	1.9(1.9)	1.6(1.8)	1.4(1.6)	1.6(1.8)	1.6(1.6)	1.7(1.6)	8以下
化学的酸素要求量(COD)	4.8	4.7	4.4	5.0	4.8	4.7	—
浮遊物質量(SS)	3	2	2	4	5	5	100以下
溶存酸素量(DO)	9.5	9.9	9.7	10.3	9.7	10.3	2以上
大腸菌数*	—	—	—	—	—	—	—
全窒素	7.4	7.1	7.8	8.1	6.3	6.9	—
全りん	0.42	0.33	0.52	0.29	0.23	0.16	—
全亜鉛	—	—	—	—	—	—	0.03以下
カドミウム	—	—	—	—	—	—	0.003以下
鉛	—	—	—	—	—	—	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	1以下
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	0.01以下
銅	—	—	—	—	—	—	—
塩化物イオン	—	—	—	—	—	—	—

①単位 流量: m³/sec *大腸菌数: CFU/100ml (R4から環境基準変更のため) (R3までは大腸菌群数(MPN/100ml)を測定)

②生物化学的酸素要求量 (BOD) のカッコ内の数値は75%値

その他: pHを除き mg/L

引地川水系の水質推移

採水地点	上草柳2号橋						福田橋						環境基準
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	
年 度													
流 量(m ³ /S)	0.08	0.10	0.05	0.07	0.06	0.05	0.71	0.48	0.49	0.60	0.71	0.73	—
水素イオン濃度(pH)	7.7	7.8	7.7	7.6	7.5	7.5	7.9	8.0	8.0	7.9	7.8	7.9	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	1.4(1.7)	1.2(1.6)	1.0(1.2)	1.5(2.0)	1.3(1.6)	1.0(1.4)	1.2(1.0)	1.3(1.3)	1.2(1.4)	1.0(1.1)	0.8(0.9)	0.9(1.2)	5以下
化学的酸素要求量(COD)	2.1	2.2	1.7	1.9	2.2	2.5	2.3	2.0	1.8	1.8	1.8	2.1	—
浮遊物質量(SS)	2	3	2	2	2	3	8	3	3	4	4	2	50以下
溶存酸素量(DO)	11.1	10.4	10.3	11.4	10.4	10.2	10.3	10.7	10.4	10.7	10.3	10.4	5以上
大腸菌数*	1.2×10^4	7.3×10^3	5.6×10^3	6.6×10^2	3.0×10^3	1.3×10^3	7.9×10^3	3.0×10^3	2.1×10^3	1.3×10^3	1.8×10^3	1.2×10^3	—
全 硝 素	4.6	5.2	4.5	4.9	5.2	4.7	4.4	4.6	4.3	4.1	4.1	4.4	—
全 り ん	0.056	0.065	0.036	0.082	0.088	0.095	0.053	0.029	0.024	0.036	0.038	0.028	—
全 亜 鉛	0.002	0.005	0.006	0.004	0.012	0.0036	0.009	0.005	0.008	0.004	0.0055	0.0064	0.03以下
カドミウム	—	—	—	—	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
鉛	—	—	—	—	—	—	<0.0005	0.0007	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1以下
トリクロロエチレン	0.0003	0.0002	0.0001	0.0003	<0.0002	0.0002	0.0004	0.0002	0.0001	0.0003	0.0002	0.0002	0.03以下
テトラクロロエチレン	0.0003	0.0004	0.0003	0.0003	0.0002	0.0003	0.0010	0.0008	0.0004	0.0010	0.0008	0.0008	0.01以下
銅	—	—	—	—	—	—	0.0012	0.0019	0.0014	0.0011	0.0016	0.0010	—
塩化物イオン	—	—	—	—	—	—	10	11	11	9.7	8.6	9.2	—

①単位 流量: m³/sec *大腸菌数: CFU/100ml (R4から環境基準変更のため) (R3までは大腸菌群数(MPN/100ml)を測定)

②生物化学的酸素要求量 (BOD) のカッコ内の数値は75%値 その他: pHを除き mg/L

境川水系水質集計結果（令和6年度）

	単位	鶴間橋				新道大橋				緑橋				環境基準	
		平均	最大	最小	m / n	平均	最大	最小	m / n	平均	最大	最小	m / n		
一般	水温	°C	16.8	25.7	5.8	- / 24	19.5	27.6	8.8	- / 24	18.7	27.5	7.7	- / 12	-
	透視度		83	>100	19	- / 24	85	>100	32	- / 24	90	>100	28	- / 12	-
	流量	m ³ /s	1.22	4.24	0.29	- / 24	2.70	4.37	1.58	- / 24	-	-	-	- / 0	-
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		7.7	8.0	7.3	0 / 24	7.5	7.9	7.1	1 / 24	7.7	8.1	7.5	0 / 12	6.0~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.9	2.8	0.1	0 / 24	1.5	8.1	0.1	0 / 24	1.7	7.2	0.5	0 / 12	8以下
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	3.0	7.6	1.6	- / 24	5.4	8.1	3.4	- / 24	4.7	7.5	2.9	- / 12	-
	浮遊物質量(SS)	mg/L	5	31	<1	0 / 24	4	18	1	0 / 24	5	20	1	0 / 12	100以下
	溶存酸素量(DO)+D11:L12	mg/L	9.8	12.3	7.6	0 / 24	8.9	12.1	7.3	0 / 24	10.3	12.0	9.1	0 / 12	2以上
	大腸菌数 ⁴⁵	CFU/100ml	1200	5700	160	- / 12	8800	97000	89	- / 12	-	-	-	- / 0	-
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	- / 2	<0.5	<0.5	<0.5	- / 2	-	-	-	- / 0	-
	全窒素	mg/L	3.1	4.9	1.2	- / 12	6.0	8	3.4	- / 12	6.9	7.8	5.9	- / 2	-
	全りん	mg/L	0.040	0.083	0.019	- / 12	0.18	0.35	0.061	- / 12	0.16	0.19	0.13	- / 2	-
	全亜鉛	mg/L	0.011	0.037	0.0043	1 / 12	0.021	0.047	0.011	1 / 12	-	-	-	- / 0	0.03以下
	ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0 / 2	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	0.002以下
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	0.0030	0.0030	0.0017	0 / 2	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	0.05以下
	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.003以下
	全シアン	mg/L	N.D.	N.D.	N.D.	0 / 6	N.D.	N.D.	N.D.	0 / 6	N.D.	N.D.	N.D.	0 / 12	検出されないこと
健 康 項 目	鉛	mg/L	0.0007	0.0018	<0.0005	0 / 6	0.0006	0.0008	<0.0005	0 / 6	-	-	-	- / 0	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 6	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 6	-	-	-	- / 0	0.02以下
	砒素	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	-	-	-	- / 0	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	-	-	-	- / 0	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	検出されないこと
	PCB	mg/L	-	-	-	- / 0	N.D.	N.D.	N.D.	0 / 2	-	-	-	- / 0	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	-	-	-	- / 0	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	-	-	-	- / 0	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	0.0003	0.0003	<0.0002	0 / 6	-	-	-	- / 0	0.01以下
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.002以下
	チラム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.006以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.003以下
その他の項目	チオベンカルブ	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.01以下
	セレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.01以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.01	0.02	<0.01	- / 12	0.07	0.13	0.02	- / 12	-	-	-	- / 0	-
	硝酸性窒素	mg/L	2.8	4.4	0.75	- / 12	5.6	7.8	2.4	- / 12	-	-	-	- / 0	-
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.9	4.4	0.78	0 / 12	5.6	7.9	2.4	0 / 12	-	-	-	- / 0	10以下
	ふつ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 6	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 6	-	-	-	- / 0	0.8以下
	ほう素	mg/L	0.027	0.046	0.018	0 / 6	0.026	0.036	0.016	0 / 6	-	-	-	- / 0	1以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	-	-	-	- / 0	0.05以下
	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	- / 6	<0.005	<0.005	<0.005	- / 6	-	-	-	- / 0	-
	銅	mg/L	0.0029	0.0074	0.0008	- / 6	0.0029	0.0050	0.0012	- / 6	-	-	-	- / 0	-
	溶解性鉄	mg/L	0.07	0.27	<0.02	- / 6	0.05	0.13	0.02	- / 6	-	-	-	- / 0	-
	溶解性マンガン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	- / 6	0.01	0.01	<0.01	- / 6	-	-	-	- / 0	-
	全クロム	mg/L	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-

引地川水系水質集計結果 (令和6年度)

	単位	上草柳2号橋				福田橋				環境基準
		平均	最大	最小	m / n	平均	最大	最小	m / n	
一般	水温 °C	16.6	24.5	7.5	- / 12	17.4	25.2	8.5	- / 24	-
	透視度	96	>100	51	- / 12	98	>100	48	- / 24	-
	流量 m ³ /s	0.05	0.08	0.02	- / 2	0.73	1.38	0.39	- / 24	-
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	7.5	7.9	7.2	0 / 12	7.9	8.7	7.4	1 / 24	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1.0	2.0	0.1	0 / 12	0.9	2.2	0.1	0 / 24	5以下
	化学的酸素要求量(COD)	2.5	3.9	1.5	- / 12	2.1	4.2	0.9	- / 24	-
	浮遊物質量(SS)	3	9	<1	0 / 12	2	12	<1	0 / 24	50以下
	溶存酸素量(DO)	10.2	12.5	9.1	0 / 12	10.4	15.5	6.8	0 / 24	5以上
	大腸菌数*5	CFU/100ml	1300	6500	79	- / 12	1200	5600	- / 12	-
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	- / 0	<0.5	<0.5	<0.5	- / 2	-
	全窒素	mg/L	4.7	5.4	3.9	- / 2	4.4	5.6	- / 12	-
	全りん	mg/L	0.095	0.17	0.020	- / 2	0.028	0.052	0.011	- / 12
	全亜鉛	mg/L	0.0036	0.0037	0.0035	0 / 2	0.0064	0.031	0.0028	1 / 12 0.03以下
	ノニルフェノール	mg/L	-	-	- / 0	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0 / 2	0.002以下
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	-	-	- / 0	0.0039	0.0041	0.0037	0 / 2	0.05以下
	カドミウム	mg/L	-	-	- / 0	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 6	0.003以下
	全シアン	mg/L	-	-	- / 0	N. D.	N. D.	N. D.	0 / 6	検出されないこと
	鉛	mg/L	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	0.01以下
健 康 項 目	六価クロム	mg/L	-	-	- / 0	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 6	0.02以下
	砒素	mg/L	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	0.01以下
	総水銀	mg/L	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	検出されないこと
	PCB	mg/L	-	-	- / 0	N. D.	N. D.	N. D.	0 / 2	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	-	-	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	0.0002	0.0002	<0.0002	0 / 2	0.0002	0.0002	0 / 6	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0003	0.0003	0.0003	0 / 2	0.0008	0.0009	0.0006	0 / 6 0.01以下
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	-	-	- / 0	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	0.002以下
	チラム	mg/L	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	0.006以下
	シマジン	mg/L	-	-	- / 0	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	0.003以下
その他の項目	チオベンカルブ	mg/L	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	-	-	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	0.01以下
	セレン	mg/L	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	0.01以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.10	0.15	0.05	- / 2	0.01	0.01	<0.01	- / 12 -
	硝酸性窒素	mg/L	4.5	5.2	3.7	- / 2	4.1	5.4	1.4	- / 12 -
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.5	5.3	3.7	0 / 2	4.1	5.4	1.5	0 / 12 10以下
	ふつ素	mg/L	-	-	- / 0	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 6	0.8以下
	ほう素	mg/L	-	-	- / 0	0.010	0.015	0.0062	0 / 6	1以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	-	-	- / 0	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	0.05以下
	フェノール類	mg/L	-	-	- / 0	<0.005	<0.005	<0.005	- / 6	-
	銅	mg/L	-	-	- / 0	0.0010	0.0013	0.0007	- / 6	-
	溶解性鉄	mg/L	-	-	- / 0	<0.02	<0.02	<0.02	- / 6	-
	溶解性マンガン	mg/L	-	-	- / 0	<0.01	<0.01	<0.01	- / 6	-
	全クロム	mg/L	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-
	ニッケル	mg/L	-	-	- / 0	<0.001	<0.001	<0.001	- / 2	-
	アンモニア性窒素	mg/L	-	-	- / 0	0.04	0.04	<0.04	- / 12	-
	りん酸態りん	mg/L	-	-	- / 0	0.013	0.022	<0.005	- / 12	-
	電気伝導率	mS/m	-	-	- / 0	25	28	13	- / 24	-
	塩化物イオン	mg/L	-	-	- / 0	9.2	10	8.1	- / 24	-
	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	-	- / 0	<0.03	<0.03	<0.03	- / 2	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	-	-	-	-	-	-
	PFOS	mg/L	-	-	- / 0	0.00020	0.00022	0.00018	- / 2	-
	PFOA	mg/L	-	-	- / 0	0.000022	0.000022	0.000022	- / 2	-
	PFOS及びPFOA	mg/L	-	-	- / 0	0.00023	0.00024	0.00021	2 / 2	0.00005以下(暫定)

*1 数値は「公共用水域水質測定結果の報告について（平成5年3月29日 環水規51号）」に基づいて算出

*2 m/nとは「環境基準を超過した検体数／調査実施検体数」である。ただし、環境基準がない項目については調査実施検体数のみ記入した。

*3 N. D. とは検出されなかったことを示す。

*4 生活環境項目の平均については、日間平均値を平均したものである。

*5 その他の測定項目に、色相・外観・平均流速等の項目があります。

*6 大腸菌数は大腸菌群数から変更になりました(R4.4.1)。

第3節 騒音・振動

騒音・振動には、工場・事業場の施設や建築工事現場等の固定発生源から発生するものと、自動車、鉄道等の移動発生源から発生するものがあります。

固定発生源から発生する騒音・振動は、騒音規制法、振動規制法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例で事前の届出や許可の対象となっており、公害の未然防止が図られています。

移動発生源の自動車騒音・振動は、道路周辺地域の生活環境に影響を及ぼしており、自動車の通行により発生する騒音・振動を低減するため、道路構造の改善、沿道の整備等による対策が行なわれています。

1 騒音に係る環境基準（環境基準値は第3章資料参照）

都市化に伴う住工の混在や高速交通機関の発達に伴い、市民生活は工場騒音や交通騒音など各種の騒音に取り囲まれるようになりました。そこで、騒音の環境基準は生活環境の保全という立場から、用途地域や時間区分ごとに設定されています。

2 騒音・振動の現状

(1) 工場・事業場の騒音・振動の状況

本市における、騒音規制法または振動規制法に基づく特定施設の設置状況は次のとおりです（令和6年度末）。

騒音規制法に基づく特定施設の設置状況 (件数)

特定施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	57	575
空気圧縮機及び送風機	127	1,197
土石用破碎機械ほか	4	16
織機	0	0
建設用資材製造機械	6	7
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	11	19
抄紙機	0	0
印刷機械	7	49
合成樹脂用射出成形機	5	150
鋳型造型機	0	0
合 計	217	2,013

振動規制法に基づく特定施設の設置状況		(件数)
特定施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	55	647
圧縮機	54	270
土石用破碎機械ほか	3	19
織機	0	0
コンクリートブロックマシン	0	0
木材加工機械	0	0
印刷機械	8	37
ゴム練用ロール機ほか	0	0
合成樹脂用射出成形機	5	124
鋳型造型機	0	0
合 計	125	1,097

令和 6 年度の騒音に関する苦情は 52 件で、解体工事や建設作業に関するものは 21 件、産業用機械に関するものは 2 件でした。また、振動に関する苦情は 9 件で、解体工事や建設作業に関するものは 6 件、産業用機械に関するものは 1 件でした。解体工事や建設作業が原因である騒音や振動の苦情が増加し、約半数を占めています。

騒音・振動関係では、23 事業所に立ち入り調査を実施しました。

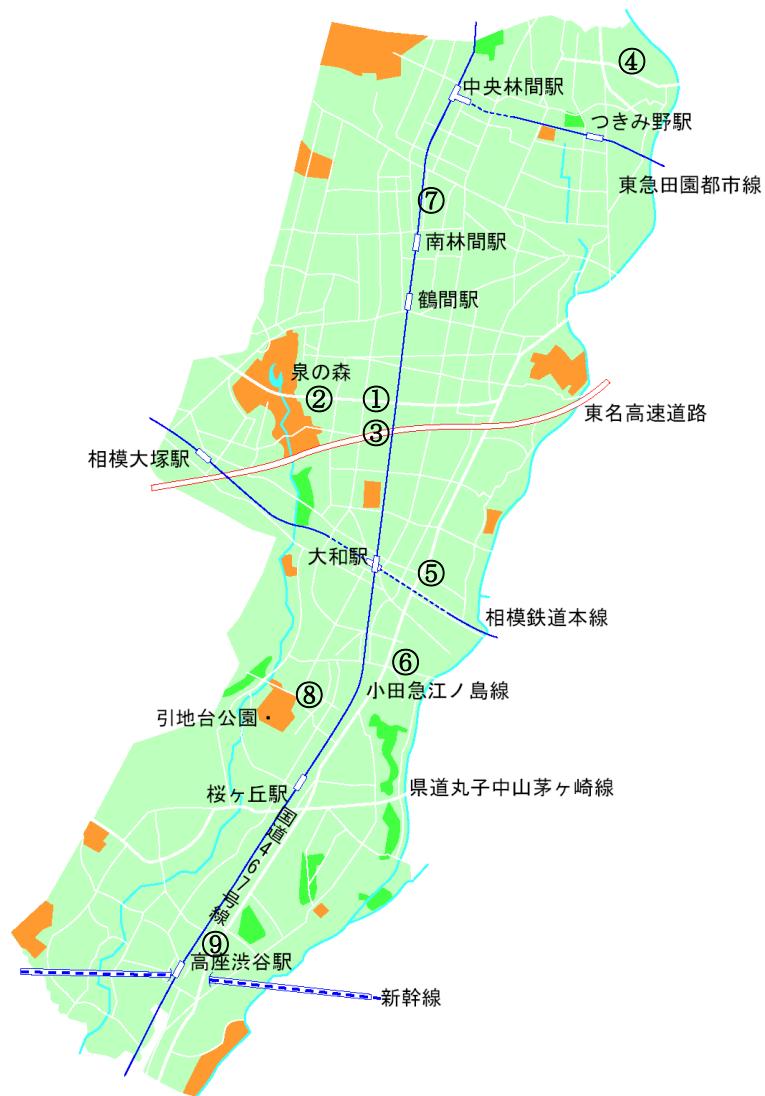
(2) 自動車交通騒音・振動の状況

本市では、毎年主要幹線道路の騒音・振動を測定しており、令和 6 年度は 6 地点の調査を行いました。「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日告示）により、自動車騒音については地域を代表する騒音測定地点（道路端）で騒音レベル（* 等価騒音レベル L_{Aeq} ）を測定し、環境基準と比較する点的評価から、沿道の住居等の立地状況を考慮した面的な評価方法へと変更されました。このことから、平成 13 年度からは面的評価も併せて行っています。

令和 6 年度騒音調査の結果、6 地点測定のうち、地点⑤は夜間の騒音レベルが環境基準を超えていました。昼間とは 6~22 時、夜間とは 22~6 時のことです。また、振動については全地点で要請限度内でした。

*等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均 2 乗音圧を与える定常音の騒音レベルと定義されており、単位は dB、表示記号は L_{Aeq} が一般に使われています。自動車からの騒音のように時間的に大きく変動する騒音レベルを評価するために考案されました。騒音に係る環境基準及び自動車騒音の要請限度に用いられています。

自動車交通騒音・振動及び一般環境騒音 調査地点図



道路騒音調査地点

- 地点① 一般国道 246 号線（上草柳）
- 地点② 一般国道 246 号線（上草柳）
- 地点③ 東名高速道路（上草柳）
- 地点④ 県道目黒町町田線（県道 56 号）（下鶴間）
- 地点⑤ 一般国道 467 号線（深見）
- 地点⑥ 県道横浜厚木線（県道 40 号）（深見）

一般環境騒音調査地点

- 地点⑦ 林間 1 号公園（林間）
- 地点⑧ 草柳 3 号公園（草柳）
- 地点⑨ 渋谷 6 号公園（渋谷）

＜騒音・振動調査結果＞

地点①（評価区間番号306）

道路名	一般国道246号	測定日	11.18～11.19
所在地	上草柳7-1地先	用途地域	市街化調整区域
	騒音(dB)		振動(dB)
	昼	夜	昼
発生源	61	59	45
環境基準	70	65	—
限度値	75	70	65
			60

地点②（評価区間番号309）

道路名	一般国道246号	測定日	11.18～11.19
所在地	上草柳1084地先	用途地域	第一種住居地域
	騒音(dB)		振動(dB)
	昼	夜	昼
発生源	65	64	36
環境基準	70	65	—
限度値	75	70	65
			60

地点③（評価区間番号103）

道路名	東名高速道路	測定日	11.18～11.19
所在地	上草柳4-8地先	用途地域	市街化調整区域
	騒音(dB)		振動(dB)
	昼	夜	昼
発生源	59	58	45
環境基準	70	65	—
限度値	75	70	65
			60

地点④（評価区間番号1202）

道路名	県道目黒町町田線(56号)	測定日	11.18～11.19
所在地	下鶴間369地先	用途地域	準住居地域
	騒音(dB)		振動(dB)
	昼	夜	昼
発生源	51	44	29
環境基準	70	65	—
限度値	75	70	65
			60

地点⑤ (評価区間番号5)

道路名	一般国道 4 6 7 号	測定日	11. 18～11. 19
所在地	深見台4-1-1地先	用途地域	準住居地域
	騒 音(dB)		振 動(dB)
	昼	夜	昼
発生源	68	66	43
環境基準	70	65	—
限度値	75	70	65
			60

(太字は環境基準または要請限度を超過したものです)

地点⑥ (評価区間番号8)

道路名	県道横浜厚木線(40号)	測定日	11. 18～11. 19
所在地	深見台1-11地先	用途地域	第一種住居地域
	騒 音(dB)		振 動(dB)
	昼	夜	昼
発生源	68	65	37
環境基準	70	65	—
限度値	75	70	65
			60

<評価区間の位置>

	調査地点及び評価区間の番号	評価区間の延長(km)	路 線 名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所
評 価 区 間	① 306	0.4	一般国道 2 4 6 号	深見西 7-1	上草柳 7-2
	② 309	0.2	一般国道 2 4 6 号	上草柳 1073	上草柳 1079
	③ 103	0.3	東名高速道路	上草柳 5-1	上草柳 5-3
	④ 1202	0.1	県道目黒町町田線	下鶴間 100	下鶴間 366
	⑤ 5	2.7	一般国道 4 6 7 号	深見 496-1	深見 3965
	⑥ 8	0.5	県道横浜厚木線	深見 3701	深見 3965

＜面的評価結果（全体）＞

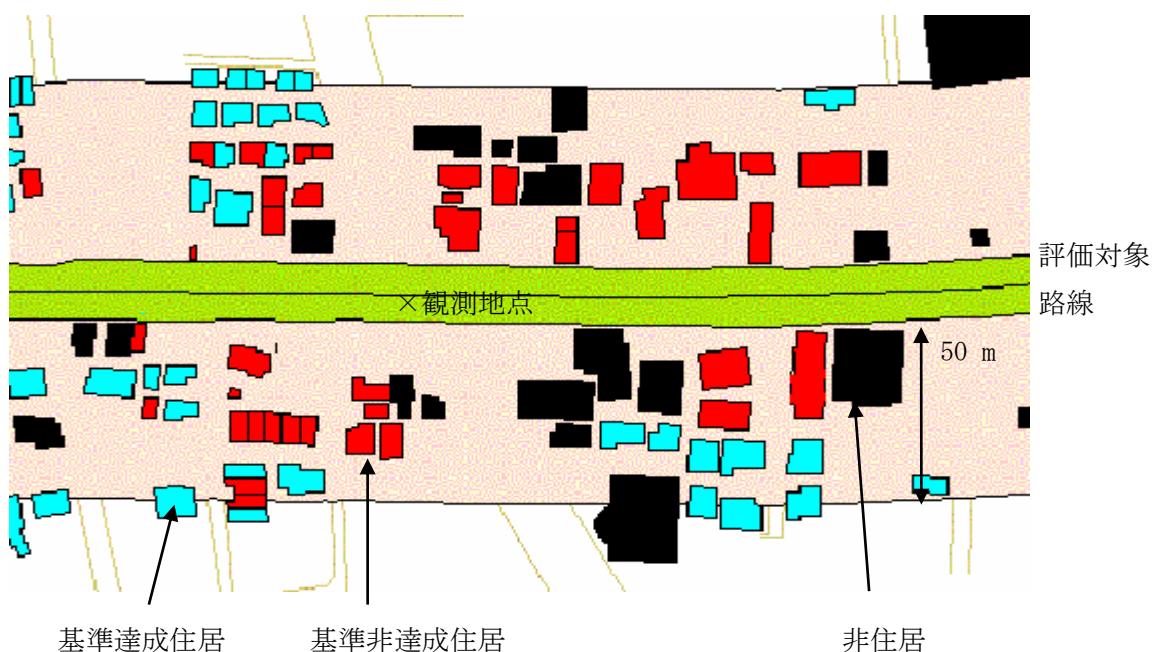
面的評価結果（全体）		住居等戸数 (1)+(2)+(3)+(4)	昼夜とも 基準値以下 (1)	昼のみ 基準値以下 (2)	夜のみ 基準値以下 (3)	昼夜とも 基準値超過 (4)
全 体 (住居等戸数)		1,952	1,893	59	0	0
評価区間	① 306	39	39	0	0	0
	② 309	0	0	0	0	0
	③ 103	11	11	0	0	0
	④ 1202	71	71	0	0	0
	⑤ 5	1,597	1,538	59	0	0
	⑥ 8	234	234	0	0	0
全 体 (割合%)		100.0	97.0	3.0	0.0	0.0
評価区間	① 306	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	② 309	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	③ 103	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	④ 1202	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	⑤ 5	100.0	96.3	3.7	0.0	0.0
	⑥ 8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

＜面的評価結果（幹線交通を担う道路に近接する空間）＞

面的評価結果 (幹線交通を担う道路に 近接する空間)		住居等戸数 (1)+(2)+(3)+(4)	昼夜とも 基準値以下 (1)	昼のみ 基準値以下 (2)	夜のみ 基準値以下 (3)	昼夜とも 基準値超過 (4)
全 体 (住居等戸数)		559	502	57	0	0
評価区間	① 306	12	12	0	0	0
	② 309	0	0	0	0	0
	③ 103	3	3	0	0	0
	④ 1202	29	29	0	0	0
	⑤ 5	474	417	57	0	0
	⑥ 8	41	41	0	0	0
全 体 (割合%)		100.0	89.8	10.2	0.0	0.0
評価区間	① 306	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	② 309	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	③ 103	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	④ 1202	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	⑤ 5	100.0	88.0	12.0	0.0	0.0
	⑥ 8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

*面的評価について

評価対象道路を道路構造・交通条件等から道路交通騒音の影響が概ね一定とみなせる区間ごとに分割して評価区間を設定します。その区間内の代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及びその割合を把握するものです。



(3) 一般環境の騒音の状況

平成20年度より一般地域（道路に面する地域以外の地域）における騒音を測定し、環境基準の達成状況の把握を行っています。令和6年度は、3地点において測定を実施しました。調査地点及び結果は次のとおりです。（調査地点図参照）

測定地点	騒音測定値(L_{Aeq})	用途地域	判定
⑦ 林間1号公園	昼間 48 dB (環境基準 55 dB)	第一種中高層住居専用地域 (A)	<input type="radio"/>
	夜間 42 dB (環境基準 45 dB)		<input type="radio"/>
⑧ 草柳3号公園	昼間 51 dB (環境基準 55 dB)	第一種低層住居専用地域 (A)	<input type="radio"/>
	夜間 45 dB (環境基準 45 dB)		<input type="radio"/>
⑨ 渋谷6号公園	昼間 54 dB (環境基準 60 dB)	近隣商業地域 (C)	<input type="radio"/>
	夜間 46 dB (環境基準 50 dB)		<input type="radio"/>

(4) 新幹線鉄道の騒音・振動の状況

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する騒音・振動に対しては、昭和 39 年の開通以来周辺住民から苦情・被害が寄せられ、住宅防音、防振対策や発生源対策（車両やレール）などが講じられてきました。

本市においても、新型車両の運行や、運行速度の高速化など、開通当初から大幅に状況が変化していることから、騒音、振動の被害がたびたび発生し、必要に応じて調査を実施してきました。市では、この調査結果を踏まえ、東海旅客鉄道株に対し、新幹線鉄道の騒音・振動防止対策について一層の推進を図るよう要請しました。

ア 東海道新幹線の地勢

- ・ 通過位置 小田急線高座渋谷駅南側地域
- ・ 通過距離 2,099 m (盛り土 481 m、切り土 1,579 m、その他 39 m)
- ・ トンネル 第1大和トンネル 30 m、第2大和トンネル 175 m

イ 住宅防音・防振対策実施状況

対策種別	対象戸数	要対策戸数	実施戸数	未対策戸数
住宅防音対策	50	50	49	1
住宅防振対策	59	39	31	8

- ・ 障害防止対象は、昭和 51 年 3 月 9 日現在に所在していた建物で、
申し出のあったものは全て完了しました。

(5) 一般国道 246 号大和厚木バイパスの騒音状況

上草柳から下鶴間の間約 3.5 km は、昭和 63 年に供用開始されており、片側 2 車線で平面 (1 km)、トンネル (0.7 km)、陸橋 (0.9 km) 及び 切り土 (0.9 km) から構成されています。平成 4 年 6 月、切り土となっている地域の住民 (約 870 名) から交通量の増加に伴う交通騒音被害苦情が発生し、平成 4 年 10 月に騒音調査を実施し、道路管理者に対し騒音対策の要請をしてまいりました。その結果、平成 7 年度、1.7 m の高さで、球面形状をした防音壁が福田相模原線から以西 530 m で完成しました（地図地点①）。

		騒音調査結果	(dB)		
		朝	昼	夕	夜
測定結果	対策前	66	65	65	63
	対策後	61	60	61	59
要請限度	1種・2種	70	75	70	60

また、平成 8 年 12 月に掘り割りとなっている地域の住民から交通騒音被害苦情が発生し、平成 9 年 3 月に騒音調査を実施し、道路管理者に対し騒音対策の要請を行いました。これに対して、国では平成 11 年度に防音壁を設置しました（地図地点②）。

騒音調査結果				(dB)
	朝	昼	夕	夜
測定結果	71	71	70	68
要請限度（3種）	75	80	75	65

(6) 東名高速道路の騒音状況

上草柳から深見地区に至る約4.5kmは、昭和39年に供用開始されており、利用者の増加と共に各地域で道路交通騒音問題が発生しました。

本市では、昭和47年頃より深見地区の沿道住民から騒音苦情が寄せられたため昭和48年に騒音測定を行い、その結果を基に日本道路公団（現在は中日本高速道路㈱）に防音対策を実施するよう要望書を提出しました。

その結果、昭和49、50年の2ヶ年で約2.3kmにわたり防音壁（高さ3m）が設置され、その後順次市内全域を対象に防音壁が整備され住民からの騒音苦情はなくなりました。

ところが、近年の交通量の増加や高層マンション等の建設に伴い従来の高さの防音壁では十分な効果が得られなくなり、平成19年7月に桜森地域の住民から本市に交通騒音被害苦情が寄せられました。市では、平成19年9月に上り下り車線の騒音測定を行い、この結果を基に道路管理者である中日本高速道路㈱に防音対策を実施するよう意見書を提出しました。その結果、下り車線については平成20年10月から防音壁（高さ7m）設置工事が開始され、平成21年5月に完成しました（地図地点③）。また、上り車線についても、平成21年7月から防音壁（高さ7m）設置工事が開始され、平成22年11月に完成しました（地図地点④）。

しかし、平成23年3月に防音壁工事延伸に係る要望が寄せられたため、平成23年4月に中日本高速道路㈱に防音対策を実施するよう意見書を提出しました。その結果、上り下り車線共に平成26年4月から防音壁（高さ7m）の設置工事が開始され、平成27年3月に完成しました（地図地点⑤）。

騒音調査結果（桜森地域）			(dB)
	昼間	夜間	
測定結果（上り車線）	73	72	
測定結果（下り車線）	69	69	
要請限度	75	70	

平成19年8月には深見西地域の住民からも同様の被害苦情が寄せられ、平成19年11月に下り車線側で騒音測定を行い、この結果を基に中日本高速道路㈱に防音対策を

実施するよう意見書を提出しました。その結果、平成 21 年 7 月から下り車線の防音壁（高さ 7 m）設置工事が開始され、平成 22 年 11 月に完成しました（地図地点⑥）。

騒音調査結果（深見西 4 丁目地域）（dB）

	昼間	夜間
測定結果（下り車線）	69	69
要請限度	75	70

また、平成 20 年 1 月には深見地域の別の地区の住民からも被害苦情が寄せられ、平成 20 年 4 月に下り車線側で騒音測定を行い、この結果を基に中日本高速道路㈱に防音対策を実施するよう意見書を提出しました。その結果、平成 23 年 9 月から下り車線の防音壁（高さ 7 m）設置工事が開始され、平成 23 年 12 月に完成しました（地図地点⑦）。

騒音調査結果（深見地域）（dB）

	昼間	夜間
測定結果（下り車線）	72	72
要請限度	75	70

（7）一般国道 16 号大和バイパスの騒音状況

下鶴間から東名高速道路横浜町田 IC 付近を結ぶ道路で、昭和 51 年 11 月に開通しました。その後、交通量の増加や高層マンション等の建設に伴い、平成 19 年 9 月に道路沿線住民から交通騒音被害苦情が寄せられ、平成 19 年 11 月に下り車線側で騒音調査を行い、この結果を基に道路管理者である国土交通省相武国道事務所に対し、防音対策を実施するよう意見書を提出しました（地図地点⑧）。その結果、平成 23 年 7 月に防音対策の一部として掘割側壁に反射してくる音への対策が行なわれ、バイパスの横浜方面の側壁に、吸音板が設置されました。

騒音調査結果（国道 16 号線）（dB）

	昼間	夜間
測定結果（下り車線）	72	71
要請限度	75	70

自動車交通騒音 防音壁設置・改善要望（意見書提出）・騒音測定地点図



一般国道 246号大和厚木バイパス

①平成 7 年度	防音壁設置地点	②平成 11 年度	防音壁設置地点
東名高速道路			
③平成 21 年度	防音壁設置地点	④平成 22 年度	防音壁設置地点
⑤平成 26 年度	防音壁設置地点	⑥平成 22 年度	防音壁設置地点
⑦平成 23 年度	防音壁設置地点		
一般国道 16号			
⑧平成 19 年度	改善要望地点		

第4節 悪臭

1 悪臭の現状

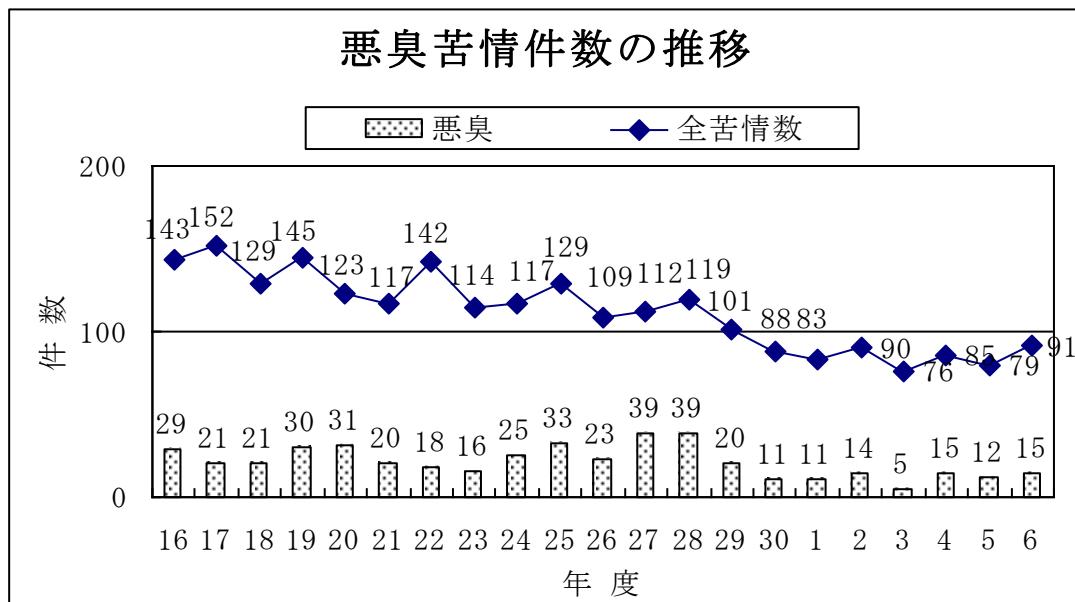
悪臭は、騒音や振動と同様に感覚公害と言われ、多くのにおいのある物質が複合して作用し、人に不快感や嫌悪感を与えることから、その解決に苦慮しています。また、嗅覚は非常に敏感であり、個人の悪臭に対する評価は、生活様式や健康状態などにより異なるため、多種多様の苦情が寄せられています。令和6年度の公害苦情91件のうち、主に悪臭に関する苦情は15件で全体の16.5%でした。

2 悪臭の対策

悪臭公害を防止するため悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき指導を実施しています。

悪臭防止法に関して、本市は、平成17年9月まで、悪臭の原因となるアンモニアなど22物質に限定した「特定悪臭物質規制」で対応してきましたが、市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しており、従来の規制方法では対応が困難になってきました。

そこで、本市では、「特定悪臭物質規制」に代えて、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、全ての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を平成17年4月1日告示し、平成17年10月1日から施行し対応しています。「臭気指数規制」導入に伴い、悪臭防止対策に関する指導要綱は平成17年9月30日に廃止しました。



第5節 土壌汚染

土壌汚染は、典型7公害のひとつとして、環境基本法に位置づけられています。

土壌が有害物質により汚染されると、汚染された土壌を直接摂取することや、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

神奈川県は、従来から「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき土壌汚染対策に取り組んできていますが、国は工場跡地等の再開発等に伴う重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染や地下水汚染が顕在化してきていることから、平成15年2月15日に土壌汚染対策について規定した「土壌汚染対策法」を施行しました。

その後、土壌汚染対策法は、平成22年4月1日一部改正施行されました。

また、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号。以下「改正法」。）は平成29年5月19日に公布され、平成30年4月1日と平成31年4月1日の二段階に分けて施行されました。

1 特定有害物質及び土壌の汚染状態に関する基準（基準値等は第3章資料参照）

土壌汚染対策法では、揮発性有機化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）12物質、重金属類等（カドミウム、水銀等）9物質、農薬類（シマジン、チウラム等）5物質、合計26物質を特定有害物質と定めています。

また、特定有害物質による土壌の汚染状態に関する基準について、地下水摂取などによるリスクからは土壌溶出量基準（全26物質）を設定し、直接摂取によるリスクからは土壌含有量基準（重金属等9物質）を設定しています。

2 土壌汚染対策

(1) 土壌調査及び区域の指定等について

土壌汚染の状況を把握するためには、汚染の可能性のある土地について一定の契機をとらえて調査を行い、その結果を報告しなければなりません。調査の結果、土壌の汚染状態が基準に適合せず汚染が判明した土地について、土壌汚染対策法では、健康被害が生ずるおそれがある場合は「要措置区域」として、健康被害が生ずるおそれがない場合は「形質変更時要届出区域」として指定・公示します。

また、自主的に調査した土壌調査において土壌汚染が判明した場合、上述の区域に指定を任意に申請することができます（法第14条）。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても、条例の基準に適合していない場合は公表することになります。

調査のきっかけ

土壤汚染対策法	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
<ul style="list-style-type: none"> 有害物質使用特定施設を廃止しようとするとき（ただし、事業所が全廃止されるまで調査を猶予することができる）（第3条） 一定規模以上の土地の形質の変更が行われる場合（第4条） 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市が認めるとき（第5条） 	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質使用事業所を廃止しようとするとき（第59条） 特定有害物質使用地において土地の区画形質を変更しようとするとき（第60条）

(2) 汚染が判明した土地についての公害防止の措置

汚染が判明した土地については、下表のとおりに公害防止措置を講じる必要があります。

公害防止措置

土壤汚染対策法	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
<p>【要措置区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者等は汚染除去等計画を作成し、計画に従った汚染の除去等のを実施し報告を行うこと（第7条） 土地の形質の変更の原則禁止（第9条） 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止時調査結果は記録して保存し、土地の譲渡、貸与などの機会にその後の土地の区画形質変更時の資料として引継ぐ（第59条） 廃止時調査の結果、汚染が判明している土地の区画形質変更時に、区画形質を変更しようとする事業者が、公害防止計画を策定し履行する（第60条）
<p>【形質変更要届出区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更をしようとする者は、届出を行うこと（第12条） 	

(3) 大和市の土壤汚染

大和市において、令和6年度中に土壤汚染対策法に基づき新たに指定した区域は1件あり、令和6年度末で指定されている区域は計2件となりました。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく公表は2件あります。これらの情報は市ホームページに掲載されており、変更があり次第、更新しています。

市では、定期的に有害物質使用事業所を立入調査し、土壤汚染の未然防止に努めています。